



広報 おんが

10月号 No. 144

発行 昭和47年10月11日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



台風シーズンは平穏に過ぎ去った……こがね色の波は遠賀田圃いっばいにひろがり、セーラー服姿の案々子嬢が一役かって、深まり行く稔りの秋を、笑みをたたえて？じっと見守っている。

(別府田圃にて)

人のうごき (9月の住民基) 本台帳から

人口	9,835人	(+11)
男	4,666	(+2)
女	5,169	(+9)
世帯数	2,558戸	(+4)
() 内は前月比		

二十七日 読書週間

二十三日 電信電話記念日、新聞少年の日

十七日 貯蓄の日

十五日 遠賀町おくんち

十四日 鉄道記念日

十日 体育の日、目の愛護デー

一日 法の日、労働衛生週間、赤い羽根募金

十月のこよみ



七千五百万円を補正

第七回定例議会開かる

遠賀町第七回定例議会が去る9月25日招集され、10月3日までの9日間の日程で次の議案が審議可決されました。

○議案第六十二号
昭和47年度遠賀町一般会計補正予算(第5号) 原案可決
(既定の予算に七五、八二三千円を追加補正を行なったもので、主なものとして、鬼津線道路改良費他道路費二、五〇〇万円、町民プール(浅木小)建設費一、七〇〇万円、災害復旧費一、〇〇〇万円林地崩壊防止事業七八〇万円などがあります)

○議案第六十号

遠賀町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について (原案可決)

(昭和44年改正された旅費支給規程がその後の国鉄運賃の値上げ等により現状に則しなくなつたため議員、特別職、一般職の旅費支給について改正を行つたものです)

○議案第六十一号

遠賀町役場職員定数条例の一部改正について (原案可決)

(老人医療無料化に伴う事務が新たに増えたため、この事務処理のため職員定数を一名増員した)

○議案第六十四号
助役の選任について

○議案第六十五号

教育委員会委員の任命について (いずれも議会の同意を求めたもので、助役に柴田武門氏、教育委員に坂田亀次郎、旗生重己氏が同意されました)

柴田武門氏助役に

教委に坂田、旗生氏再任

昨年10月以来空席のままであった遠賀町助役は、去る9月27日の議会において町長より柴田武門氏の助役選任の同意が求められ議会全員一致でこれを同意し約一年ぶりに助役が誕生しました。

柴田助役は遠賀郡内では最年少

であります。過去21年間一般職々員として町行政にたずさわつておられますので、今後その若さと、過去の経験を充分生かし、大きく変りつつある遠賀町の発展のため活躍されることを期待したいと思います。

次に今年10月任期満了となる坂田亀次郎、旗生重己両教育委員の再任についても同議会で同意されましたので再任が決定し今後四年間、遠賀町の教育向上のため尽力願うことになりました。

柴田武門氏略歴

昭和5年12月5日生 四一才
昭和25年3月 東筑高校卒
昭和25年11月 遠賀町役場勤務、土木課長、水道課長、庶務課長、企画室長歴任

いつまでもお元気で 敬老会盛大に催される

町主催による恒例の敬老会が去る九月十五日の敬老の日に遠賀中学校講堂で開催され、男二六八名女三六〇名計六二八名のおとしよりのみなさんの長寿を祝福しました。先ず福岡県知事から八十才以上の方一五四名に記念品が贈ら

れ、又町長から本町最高令者の高椋タミさん(98才)と今年めでたく八十八才の米寿を迎えられた七名の方にそれぞれ記念品が贈られ、更に遠賀郡社会福祉協議会から安部ナルさん(90才)と柴田マンスンさん(90才)に記念品が贈られました。

赤い羽根共同募金のお願い
今年十月一日より赤い羽根募金が始まりましたがこの募金は社会福祉施設の整備充実や生活援護事業に使用され、毎年数多くの人々の生活の光となっております。何卒、皆様方の暖かい募金をお願い申し上げます。

尚、共同募金も本年度二十五周年になり左記のとおり俳句を募集いたしますので応募下さい。



季題 赤い羽根(愛の羽根)
締切 47年10月20日
方法 ハガキ一枚に一句
住所、氏名、職業を記入
送先 東京都千代田区霞ヶ関
三の三の四
社会福祉法人、中央募
金会赤い羽根俳句係
上別府 高椋
タミM7・1

わたくしたちは万一の出資に備えて、預金したり、公社債や株式を買ったり、いろいろな形で貯蓄をしています。

これらの貯蓄には、ふつう利子や配当が付きませんが、利子や配当には所得税がかかります。

しかし、次のような少額の貯蓄の利子などについては、一定の手続きをすれば所得税がかからないようにする制度があります。

①少額預金（一五〇万円まで）
などの利子の非課税

預貯金、指定金銭信託、公債特定の社債、株式投資信託（ユニット型、特定のオープン型）の貯蓄については、一人元本一五〇万円までの利子や収益の分配金には、所得税がかからないようにする「少額貯蓄非課税制度」があります。

貯蓄と税金

この財形貯蓄は、サラリーマンが勤務先を通じて行なう預金などで、次の要件にあてはまるものとなっています。

②少額国債（一〇〇万円まで）
の利子の非課税

国債については、①で説明した一五〇万円のはかに、別枠で額面金額一〇〇万円までの利子は、所得税がかからないようにすることができます。この対象となる国債は、昭和43年1月1日から昭和50年12月31日までの間に発行されたもので、個人が

その発行の日から1年以内に買入れたものです。

③勤労者財産形成貯蓄（一〇〇万円まで）の利子の非課税

サラリーマンが、勤労者財産形成促進法によるいわゆる勤労者財産形成貯蓄契約に基づいて行なう貯蓄については、元本一〇〇万円までの利子には所得税がかからないようにすることができます。

これは、勤労者の財産づくりを援助するために、昭和47年1月1日から発足した制度で、一般に「財形貯蓄」と呼ばれているものです。

この財形貯蓄は、サラリーマンが勤務先を通じて行なう預金などで、次の要件にあてはまるものとなっています。

- (1) 給料や賞金から天引きして行なう貯蓄であること。
- (2) 3年間以上定期的に預け入れなどを行なうこと。
- (3) 預け入れたものは、1年間は払出しをしないこと。

なお、社内預金や共済貯金はこの財形貯蓄にはなりません。これらについて非課税の取扱いを受けるための手続きなど、くわしいことは最寄りの税務署や金融機関にお尋ねください。

シンナー、接着剤等の

乱用防止について

シンナーや接着剤の乱用の恐ろしさは、昭和46年全国で死亡者一三名、乱用して補導された少年四九、五八七名で乱用者による非行があつたとたないことからもおわかりになることでしょう。

「我が子に限って」と誰でもが思います。しかし無関心な家庭が多いことも事実です。福岡県では今年上半期ですでに一、三三二名が補導され、しかも一名が死亡しており、小、中高校生にこれが増加している現象がみられます。

福岡県では、青少年保護育成条例で、シンナーや接着剤の販売についてきびしく規制してまいりましたが、昭和47年8月1日からは国が毒物及び劇物取締法という法律の中で更に「販売する者」「乱用する者」等に対してきびしく規制することになりました。

〔規制内容〕

乱用者 シンナーや接着剤を吸入する等乱用した者或は乱用することを目的に所持すれば成人でも、少年でも、三万以下の罰金に処せられます。

販売店 乱用することを知って販売したり、渡したりすればそれが一回だけの行為であつても2年以下の懲

役又は五万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。

家庭では、販売店では、どんな注意をしたらよいでしょうか。

① シンナーや接着剤を吸入すると、次のような症状を起こすことをよく知ってください。

② 長時間連続して吸入すると、頭痛、はき気、不眠、めまい、下肢倦怠、食欲不振などが起り、更に常習的に吸入すると中枢神経をおかされ強度のめい状態となり自制心がなくなり、場合によっては昏睡状態におちいり、慢性化すると精神障害を起し廃人同様に成り、多量を一度に吸入すると死亡することもあります。

③ 家庭では、子供達に対し「我が子に限って」の考えをなくし次のことに注意して早く発見することに努め違反者にならないようにしてください。

- (イ) シンナーや接着剤を乱用すれば
- (ロ) 服や、吐く息からシンナーのにおいがする。
- (ハ) 顔に油気がなくなり、口のまわりが白くカサカサしている。
- (ニ) 食欲が落ち、元気がなくなる。

④ 販売店は、次のことを守って販売してください。

- (イ) たびたび購入に来る。或は一度に多量購入するとき。
- (ロ) 使用の目的がはっきりしないとき。
- (ハ) 顔色や態度が普通でなく、不審がもたれるとき。
- (ニ) このような青少年には、じゅうぶん気をつけて買いにきた者の住所、氏名並びに使用目的等の認識に努めたうえで販売してください。

(三) 注意力がさんまんになり落ちつかない。
といった状態があらわれてきます。所持品にはよく気をつけて乱用したときの恐ろしさをよく覚えてください。

(四) 販売店は、次のことを守って販売してください。

- (イ) たびたび購入に来る。或は一度に多量購入するとき。
- (ロ) 使用の目的がはっきりしないとき。
- (ハ) 顔色や態度が普通でなく、不審がもたれるとき。
- (ニ) このような青少年には、じゅうぶん気をつけて買いにきた者の住所、氏名並びに使用目的等の認識に努めたうえで販売してください。

シンナーや接着剤の乱用が健全であるべき将来性ある青少年の体と心をむしばみ、悪の道に走らせることのないよう、家庭、学校、地域そして販売店等皆の力で乱用防止、危害防止に努めていただくようお願いいたします。



土地や建物を売った場合

税金はどれほどかかるか

- 一、土地や建物の保有期間の長短によって長期譲渡所得又は短期譲渡所得に分けられます。
- 1 長期譲渡所得とは……五年をこえる期間もっていた土地や建物を譲渡したことに由来する所得です。
- 2 短期譲渡所得とは……五年

以下の期間しかもっていないかった土地や建物を譲渡したことによる所得です。

ただし、昭和四十四年一月一日以後に購入したり建築したりした土地や建物は、その保有期間が五年をこえてもその譲渡所得は短期譲渡所得と

長期譲渡所得の税金の計算方法

税 率	譲渡期日	所得税	住民税
	47.48年中	15%	5%
49.50年中	20%	6%	

- 必要経費
- ① 譲渡価額 - 取得費 + 譲渡費用 = 長期譲渡所得
 (売った価額) (売った価額の5%又は実際の買った価額) (仲介料、登記料、その他)
 - ② 長期譲渡所得 - (特別控除) 100万円 = 課税長期譲渡所得
 - ③ 課税長期譲渡所得 × 15% = 所得税
 × 5% = 住民税

二、長期譲渡所得は、他の所得と分離して比例税率で計算します。

特別控除額

長期譲渡所得で普通の場合は百万円です。短期譲渡所得ではこの百万円はありません。しかし、次のような場合は、長期、短期譲渡所得に対して特別控除があります。

- 1 収用などにより資産を譲渡した場合……一千二百万円
 - 2 居住用財産(家、屋敷)を譲渡した場合……一千万円
 - 3 住宅公団等が行なう土地区画整理事業のため譲渡した場合……六百万円
 - 4 市町村等が行なう宅地造成事業のため譲渡した場合……三百万円
 - 5 農業振興地域内の農地等を譲渡した場合……一十五拾万円
- ただし、年間譲渡所得全体を通じて最高一千二百万円とします。また重ねて長期譲渡所得の一般的な特別控除百万円は、受けることはできません。
- 三、短期譲渡の税金は、短期譲渡所得を他の所得と分離し、次の①、②いずれか高い方の金額になります。
- ① 課税短期譲渡所得の四〇%

短期譲渡所得の税金の計算方法

- 必要経費
- ① 譲渡価額 - 取得費 + 譲渡費用 = 課税短期譲渡所得
 - ② 課税短期譲渡所得 × 40% = 所得税
 × 12% = 住民税

この税金よりも総合課税の方法で計算した税金のうち、短期譲渡所得に対応する税金の110%相当額の方が高い場合には、高い方の金額が税金となります。

③ 普通の総合課税の方法で計算した場合のその譲渡所得に対する税額の一〇%増し。

この場合、短期譲渡所得には長期譲渡所得の百万円控除にあたる特別控除はありません。

短期譲渡所得については、所得税の最低税率は四〇%、住民税は一二%となっていますから最低五二%から最高八八%の税金がかかることとなります。

※ なお、譲渡所得に関する問題で不明な点がありましたら、税務署及び役場税務係にお問合せください。

10月 は 簡易 保 険 の 月

郵便局では簡易保険が充実した大正5年10月1日にちなんで、10月を「簡易保険月間」と名づけ、全国の郵便局で記念行事を開催しよりいっそうのご理解とご協力を呼びかけています。

只今好評発売中
 7倍保障の
 ニュークローバ保険

交通実態調査（パーソン

トリップ調査）の実施について

今年十月、本町をはじめ県内北
部五十六市町村で、交通実態調査
（パーソントリップ調査）を県と
協力して行なうことになりました。

調査の目的
私たちの生活にとって欠くこと
のできない鉄道や道路など、いろ
いろな交通施設について、総合的
な計画をつくるための極めて重要
な資料となるものです。

今後この資料に基づいて、朝夕
の通勤、通学ラッシュや、道路交
通の渋滞解消、あるいは新しい鉄
道、道路の整備といった日常生活
に密着した交通計画を立てていき
ます。

調査の内容
この調査は、通称「パーソント
リップ調査」とも呼ばれており、
人（パーソン）の動き（トリップ
）を中心に調査するもので、
決められた一日について、皆様の
出かけられた場所、利用された交
通機関の種類など、交通計画を立

てるために必要な事柄を記入して
いただくものです。

調査の方法

本町全世帯の中から五％（一〇
〇世帯について五世帯）の割合で
無作為に選ばせていただき、その
ご家族のうち五才以上の全世帯員
のかたに調査票の記入をお願いい
たします。

調査員が、調査日の一日か二日
前に調査票をもってご家庭を訪問
し記入方法を説明して、後日
再び調査票の回収にまいります。

選ばれたご家庭には、あらかじめ
ハガキで調査についての協力を
をお願いするとともに、調査日の
数日前、調査員の訪問日をハガキ
で連絡させていただきます。

皆様ごたの任でおられる地域
はもとより、この調査区域全体の
将来を目ざして、より良い交通計
画を立て、住みよい安全快適な地
域社会に発展させるため、皆様が
たのご理解とご協力をお願いしま
す。

老人医療について

現在、七〇才以上の方の医療費
は無料になっていますが、その方
法は次のとおりですので該当事項
で手続きが済んでない方は至急手
続きをしてください。

記

一、該当者登録
七〇才以上の人は該当者とし
て届書を提出する。七〇才にな
った人はその月初めに届出をす
る。

二、医療費無料の方法

①国民健康保険加入者は役場よ
り発行した医療証を病院の窓
口に提示すればお金を払う必
要はありません。

②社会保険（会社などの保険）

加入者は医療証を所有されて
いる人は病院では無料です
が、保険組合より後日医療費
の一部を支給する制度のある
組合加入者の内一部の人は、他
県に保険組合の事業所がある
人については、病院で本人負
担分のお金を払い、その後、
役場より支払う。この場合、
組合より証明が必要ですので
役場に申し出る。

※医療費に関する諸用紙および
問合わせは役場厚生課福祉係
へ。

児童手当について

要件

次の要件該当者は、児童手当を
受給できますので該当者で手続
きの済んでいない方は手続きを
してください。

一、十八才未満の児童が三人以
上あり、内一名が五才未満。
二、所得が制限額以下である。

一 保健メモ

痔は早めに

手当てを

大酒を飲んだ翌日とか、便秘
や下痢をしたとき、痔（じ）が
でて痛いおもうをしたことはあ
りませんか。

痔で悩んでいる人は案外多
く、軽いものから重いものまで
含めると、二人に一人はなんら
かの症状をもっているといわれ
ます。とくに自動車運転手のよ
うな、一日中すわったり、腰か
けたままの職業についている人
に多くみられます。

いば痔は肛門部の静脈のうっ
血、きれ痔は下痢や便秘で粘膜
が傷ついておこりますが、これ
ら直接的な原因のほか、タバ
コやアルコール、刺激の強い食
物は痔をおこしやすくするので
つつしまなければなりません。

痔は軽いなら肛門部を清
潔にし、坐薬や軟膏を使用する
ことよって数日でなおります
。しかし出血がひどく貧血き



みになったときには手術が必要
です。

よく、痔の手術は痛いように
いわれていますが、手術は完全
に無痛で安全です。入院は、ふ
つう七日から十日間ですま
ます。

重症の場合を除いて、痔はふ
だんの生活にはそれほどさし
わりなく、またはずかしい場所
であるということから、できる
だけ診察をうけないですませよ
うとするものです。その結果、
はじめは軽症だったものが、つ
いに不摂生を重ねるうちに、しだ
いに悪化していくものです。早
めに医師の診断をうけて、正し
い予防法や治療法の指導をう
けることが治療の第一歩です。
軽いうちに手当てをすればそれ
以上ひどくはなりません。

今月の税金

町県民税 第三期分

納期限 十月二十五日

期限内に完納しましょう

衛生だより

◎痘そう(種痘)の予防接種

日時 11月17日(金)

受付 13時~14時

接種 14時~15時

場所 遠賀町公民館ホール

対象 生後六カ月から二十四カ

月の人で、まだ受けてい

ない人、および今までに

種痘がつかなかった人。

母子手帳、を必ず持参ください。

◎狂犬病予防注射(追加分)の実施

さる十月二日、三日の二日間、

予防注射を実施したところ、まだ

かなり受けていない犬がおりま

す。再度もれた犬を対象に行ない

ますので必ず受けてください。

日時 10時30日(月)

13時30分~16時

場所 遠賀町公民館ホール前

料金 登録 三〇〇円

注射 二〇〇円

なお、当日、不用犬および野犬をうけとりますので会場につれてきてください。

◎インフルエンザ予防接種

実施期間

10月25日~12月10日

実施場所

遠賀町各医院

青柳病院(広渡)

占部医院(別府)

香取医院(遠賀川)

村田医院(今古賀)

料金

一回 十五才以上 三九四円

十五才未満 三三四円

二回目は一回終了後一週間~

四週間の間の実施のこと

なお、生活保護世帯およびこれ

に準ずる世帯は無料としますの

で保健衛生係までお申し出くだ

さい。

行政、人権、心配ごとの
合同相談所を開設します

行政管理庁では10月15日から21日までの一週間を「行政相談週間」と定め各種の行事を行ないます。本町では次のとおり、行政問題、人権問題、交通事故問題、その他心配ごとについての合同相談所を開設いたしますので苦情や相談や意見がある方はご遠慮なくご利用ください。

記

一、日時 10月19日13時~16時

二、場所 遠賀町公民館

三、相談員

行政監察局係官

行政相談委員 高崎博愛

人権擁護委員 柴田 開

民生委員 石橋多七

民生委員 副田延一

民生委員 井口信子

町社会福祉協議会柴田勇

交通安全協会 毛利秀清

身体障害者相談員豊福喜一

遠賀福祉事務所係官

なお行政相談週間の期間中に次の行事も併せて行ないますのでご利用ください。

※町内道路行政の相談所開設

日時 10月16日 13時~16時

場所 遠賀町役場会議室

相談員 行政相談委員高崎博愛

※交通事故相談所開設

日時 10月17日 9時~12時

場所 遠賀町公民館

相談員 行政相談委員高崎博愛

巡回婦人心配ごと
相談について

左記のとおり日常の諸問題に対し相談所が開設されますのでご利用ください。

日時 昭和四十七年十月二十四日

場所 水巻町町民会館(和室)

対象者 郡内居住の婦人

相談員 法務局、家庭裁判所

婦人相談所、婦人相談員

防火管理者
資格取得講習会

遠賀郡消防本部において防火管理者の資格取得講習会を次のとおり実施します。

一、日時 昭和47年11月18日(土)

9時~16時

二、会場 遠賀郡消防署講堂

三、受講対象者

防火管理を必要とする事業所の従業員または業務上、防火管理知識が必要な人。(定員90名)

四、申込み 10月12日から10月20日までに申込書に写真と受講料八〇〇円を添えて遠賀郡消防本部に申込みください。

※なお郵便による申込みは受けつけません。

福岡県警察官募集

- 一、採用予定人員 約二五〇名 (大学卒、高校卒)
- 二、受験資格 昭20・4・2日~昭34・4・1日生・男子
- 三、試験の日時など
- 第一次 10月29日
- 第二次 11月下旬 福岡市
- 四、受験手続き
- 受付期間 9月18日~10月20日 (郵送は10月18日消印まで有効)
- 申込み先 福岡市中央区天神一丁目一番 福岡県警察本部警務課試験係
- ※申込書は前記試験係または、各警察署に請求してください。

香典返しお礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りし、厚くお礼申し上げます。

記

一、金巻封

故 伊藤純一様

故 池田シン様

故 今土久米蔵様

故 安永勇夫様

故 毛利善三郎様

故 虫生津 毛利善夫殿